

## 仕 様 書

## 1 事業名

令和8年度 野生きのこの放射性物質濃度調査事業

## 2 事業の目的

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）による放射性物質の拡散は、農林水産物への汚染を引き起こし、東日本地域におけるきのこや山菜等の特用林産物の生産にも大きな影響を及ぼしている。

野生きのこについては、一般食品の基準値 100Bq/kg が適用され、現在も 12 県 130 市町村で出荷制限がかけられている。野生きのこの出荷制限解除はきのこ種ごとに行われ、解除に当たっては 60 以上の検体を採取する必要がある、検体の確保が大きな負担となっている。このため、60 検体より少ない検体数で統計的に安全性を推定できる新たな手法について検討を行うこととしており、その基礎となるデータの収集を行うため、野生きのこの採取及び放射性物質濃度の測定を行うことを目的とする。

## 3 事業期間

委託契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

## 4 委託内容

野生きのこを採取し、放射性物質濃度の測定を行う。

## (1) 実施体制

- ① 受託者は、本事業の統括責任者を定め、業務全体の進捗管理及び品質管理を自らの責任において行うこと。
- ② 野生きのこ試料（以下「検体」という。）の採取については、受託者の指示の下、採取を行う地域における野生きのこの分布等に関する知識を有し、採取の実績等がある者（以下「採取者」という。）に担わせることができる。この場合、受託者が検体採取基準等を定め、業務全体を管理・監督することとし、受託者は定期的に採取状況を確認し、必要な検体数等を指示すること。  
また、検体の受入れ時には受託者が品質確認を行い、検体として適さない試料については受入れを行わないこと。
- ③ 放射性物質濃度の測定については、ゲルマニウム半導体検出器等の測定機器を保有する専門機関（以下「測定機関」という。）に測定を依頼することができる。この場合、受託者は以下の事項を遵守すること。
  - ア 測定機関の選定及び測定依頼は受託者の責任において行うこと。
  - イ 検体の引渡し時に受託者が検体情報を記録・管理すること。
  - ウ 測定結果の受領・確認・取りまとめは受託者が行うこと。

- エ 測定機関の選定に当たっては、事前に委託者へ報告すること。
- オ 測定を依頼する機関は、ゲルマニウム半導体検出器を保有し、食品中の放射性物質測定の実績を有する機関であること。
- カ 分析方法は「放射能測定法シリーズ7ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー（文部科学省）」及び「放射能測定法シリーズ29 緊急時におけるガンマ線スペクトル解析法（文部科学省）」に記載の方法に従うこと。また、「食品中の放射性物質の試験法について（平成24年3月15日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）」を参照すること。  
なお、測定に用いる容器は、検体の容量に応じて使い分けること。
- キ  $^{134}\text{Cs}$  及び  $^{137}\text{Cs}$  の検出下限値は、セシウム合計で  $10\text{Bq/kg}$  以下とし、測定結果と合わせて核種ごとの検出下限値を明示するよう測定機関に指示すること。

(2) 検体採取

- ① 表1で指定する市町村内において、表1で示すきのこ種及び検体数を目標に探索、採取を実施する。  
なお、表1に示す数量は見込みであり、委託費は採取試行の対価であることから、採取の可否によって委託費を減額しない。
- ② 検体採取は次のアからオまでについて行う。
  - ア 採取場所の選定
  - イ 探索
  - ウ 採取作業（採取が可能な場合）
  - エ 探索ルート及び採取地点の位置情報の記録、写真撮影
  - オ 対象きのこの種の識別、番号付け
  - カ 採取検体のパッキング

表1 検体採取数（目安）

きのこ種 \ 県、市町村名	山形県 山形市	福島県 猪苗代町	福島県 北塩原村	栃木県 日光市	計
ぶなはりたけ	15	15	15	15	60
なめこ	15	15	15	15	60
むきたけ	15	15	15	15	60
くりたけ	15	15	15	15	60
ならたけ	15	15	15	15	60
(あみたけ) ※	—	—	—	—	—
(はないぐち) ※	—	—	—	—	—
計	75	75	75	75	300

※発生数が少ない場合はあみたけ又ははないぐちを加えることができる。

(3) 放射性物質濃度の測定

- ① (2) で採取した検体の放射性物質濃度を測定する。

- ② 検体の放射性物質濃度の測定は、 $^{134}\text{Cs}$  及び  $^{137}\text{Cs}$  の核種について行うこととし、ゲルマニウム半導体検出器等を用いて実施する。

#### (4) 測定結果報告書の提出

受託者は、(3)における放射性物質濃度測定結果を自ら取りまとめ、林野庁に報告する。報告に当たっては、以下の事項を遵守すること。

- ① 提出物には検体ごとの測定結果が含まれていること。
- ② 測定結果報告書は(3)の測定結果に加え、(2)の採取記録のうち、後の検証に必要な情報を記載した記録とし、データテーブル形式で取りまとめること。
- ③ 測定機関に測定を依頼した場合は、測定機関が作成した測定記録を添付すること
- ④ 測定結果報告書は Microsoft Excel (xlsm 又は xlsx 形式) による電子媒体 1 部及び紙媒体 1 部を提出すること。

#### 5 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の実施

受託者は、事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の関連する環境関係法令のうち、該当する法令を遵守するとともに、エネルギーの節減、悪臭及び害虫の発生防止、廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分等の取組に努めることとし、事業の最終報告時に環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書（様式1）を提出し、最終の完了検査の際に委託者の確認を受けること。なお、様式1のアからオまでの各項目についての実施に努め、実施した又は努めた項目にチェックを入れること。

#### 主な環境法令

##### (1) エネルギーの節減

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

##### (2) 悪臭及び害虫の発生防止

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

##### (3) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

② 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）

③ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

##### (4) 生物多様性への悪影響の防止

① 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

② 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）

##### (5) 環境関係法令の遵守等

- ① 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ② 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

等

## 6 その他

- (1) 受託者は、統括責任者、実施スケジュール、実施体制（予定採取者を含む。）及び測定機関（予定を含む。）を契約締結後 10 日以内に委託者へ提出する。
- (2) 受託者は、本事業の実施に当たっては、林野庁担当者とは十分な協議・調整を行うものとする。
- (3) 林野庁担当者は、本事業の目的を達成するために必要な指示を受託者に行えるものとする。
- (4) 受託者は、本事業を優先して行える担当者を置くなど履行期間を通じて実施できる体制を整備すること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官の承認を受けるものとする。
- (6) 受託者は、本事業の実施により知り得た情報（個人情報を含む。）について、本事業の目的以外の使用及び外部への漏洩をしてはならないものとする。
- (7) 受託者の責に帰すべき事由により、農林水産省又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償する。
- (8) 本業務の受託者は、成果物等について、納品期日までに農林水産省に内容の説明を実施して検収を受けること。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について農林水産省に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品する。
- (9) 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。

農林水産省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

本件に関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、農林水産省から受託者に対価が完済されたとき受託者から農林水産省に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受託者は農林水産省に対し、一切の著作権人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

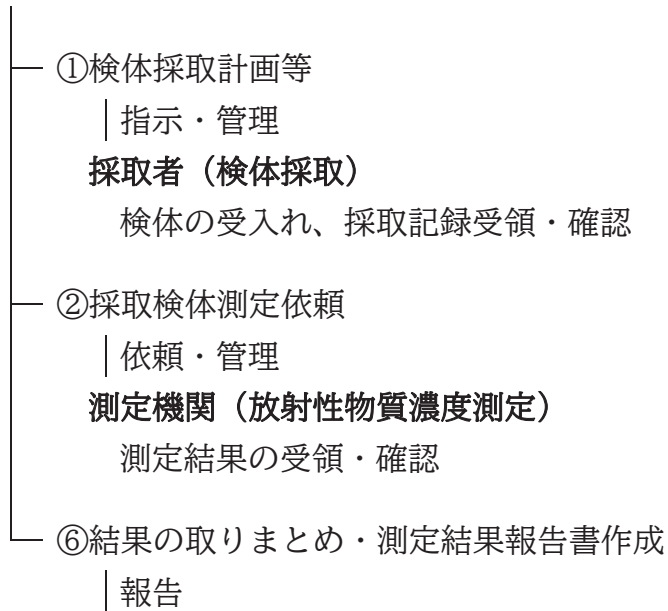
- (10) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、委託者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表(受託者が組織として人件費単価を定めている場合)又は実際に従事する(した)者の給与明細等を確認する。
- (11) 本事業の目的を達成するために、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき又は本事業の内容を変更する必要があるときは、林野庁担当者と受託者が協議するものとする。

事業実施体制（標準例）

林野庁（委託者）

| 委託

受託者（統括管理・品質管理・結果取りまとめ）



林野庁（委託者）

令和 8 年度 野生きのこの放射性物質濃度調査事業  
「環境配慮のチェック・要件化」（みどりチェック）実施状況報告書

受託者名	
担当者名	
連絡先	

以下のアからオの取組について、実施状況を報告します。

ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

番号	具体的な事項	実施した /努めた	非該当
1	事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	その他 ( )		

・「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )

イ 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

番号	具体的な事項	実施した /努めた	非該当
1	対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	その他 ( )		

・「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

番号	具体的な事項	実施した /努めた	非該当
1	臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	その他 ( )		

・「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

番号	具体的な事項	実施した /努めた	非該当
1	事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	その他 ( )	/	/

・「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )

オ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

番号	具体的な事項	実施した /努めた	非該当
1	「環境配慮のチェック・要件化」（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	従業員等の向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5	資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	その他 ( )		

- ・「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )